



## ぶなの森 ニュース 2020年12月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



**SOMPOアセットマネジメント**

安心・安全・健康のテーマパーク

当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



### ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



#### ★菅首相、2050年カーボンニュートラルを日本政府として表明(所信表明演説より)

10月26日、菅首相は国会での所信表明演説の中で、日本政府として初めて2050年までに二酸化炭素ネット排出量ゼロ(カーボンニュートラル)にするとの政策目標を表明しました。所信表明演説の中で、「菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。わが国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」と目標を明確にし、今後、国別削減目標(NCD)として、気候変動枠組条約事務局に、正式に提出する予定としています。

出典：首相官邸、第二十三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説

[http://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html](http://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html) (アクセス日：2020年11月12日)

#### ★経済産業省、新プロジェクト「ゼロエミ・チャレンジ」企業リストを公表

10月9日、経済産業省は、TCFDサミット2020において、脱炭素化社会の実現に向けたイノベーションの取り組みに果敢に挑戦する企業を「ゼロエミ・チャレンジ企業」と位置づけ、第一弾として、320社の企業リストを公表しました。公表された企業リストは、「革新的環境イノベーション戦略」に紐づく経済産業省の事業や、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が実施している28のプロジェクトを対象に、ゼロエミ・チャレンジの趣旨に賛同した企業で構成されています。今後は他省庁とも連携してリストを拡充していく予定です。また、ゼロエミ・チャレンジ企業だけが使用できる「ロゴマーク」を策定し、投資家への訴求も図るとしています。

出典：経済産業省、ニュースリリース「脱炭素社会の実現をイノベーションで切り拓く企業の取り組みを応援します」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201009002/20201009002.html> (アクセス日：2020年11月12日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



## クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020

### 戦略策定の背景

地球温暖化対策の国際枠組であるパリ協定の運用が、本年2020年に開始されました。目標達成には、温室効果ガス（GHG）排出量を世界全体で着実に削減していくための具体的な行動と、それに必要な多額の資金を供給していくファイナンスの役割が重要であることから、経済産業省は、気候変動対策の取り組みに積極的な企業への資金供給が促進されるための方策を「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」として策定し、公表しました。

### 戦略の概要

#### <3つの重点分野>

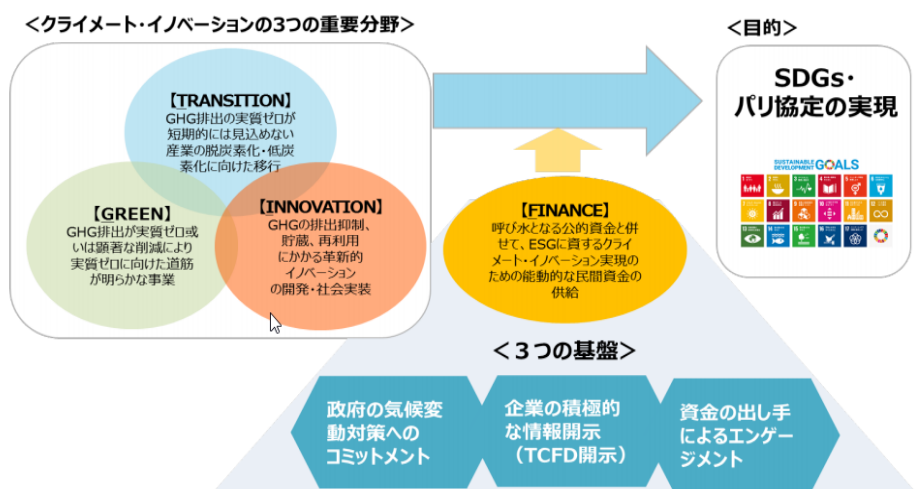
本戦略では、「移行（トランジション）」「グリーン」「イノベーション」の同時推進が不可欠であり、これらの事業に対する「ファイナンス」が重要であるとしています。

重点分野として、「移行（トランジション）」は、GHG排出量が多い産業が脱炭素化・低炭素化に向けて進めていく移行の取り組みであり、好事例を創出・収集し、ファイナンスの基本方針や業種別ロードマップを策定していくとしています。また、「グリーン」は、再生可能エネルギーや水素の利活用等の取り組みであり、今後、競争力ある再エネ産業の育成やグリーンボンドの拡大支援を進める予定です。さらに、「イノベーション」は、GHG排出抑制・貯蔵・再利用にかかる革新的イノベーションの取り組みであり、イノベーションに挑戦するゼロエミ・チャレンジ企業について、取り組みの推進と投資家等との対話機会の創出を進めていくこととなっています。

#### <3つの基盤>

3つの重点分野推進のための基盤整備として、地球温暖化推進計画やエネルギー基本計画についてのCOP26に向けた見直し等の「政府の気候変動対策へのコミットメント」、GHG排出量が多い産業等での気候変動が及ぼす影響についての「企業の積極的な情報開示（TCFD開示）」、公的年金・企業年金・生命保険といった「資金の出し手によるエンゲージメント」を、促進する予定となっています。

#### <トランジション、グリーン、イノベーション、ファイナンスの同時推進による目的達成イメージ>



出典：経済産業省 「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」を取りまとめました

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200916001/20200916001.html>

別添 「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」（概要版）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200916001/20200916001-1.pdf>

別添 「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」（本文）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200916001/20200916001-2.pdf> （アクセス日：2020年11月16日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



# ECOインフォメーション

## スマート農業推進について

「スマート農業」は、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用した農業を指し、人口減少社会に移行する中で、現場の課題を技術で解決し、生産性の向上と人手不足に対応する新しい農業の形として期待されています。スマート農業の効果として、ロボットトラクター、スマートフォンで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化して人手を省くことが可能となる「作業の自動化」、位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能になる「情報共有の簡易化」、そして、ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能となる「データの活用」に期待が寄せられています。

### スマート農業推進パッケージ

農林水産省は、スマート農業の現場実装を加速するための施策を「スマート農業推進総合パッケージ」及び「スマート農業支援サービス育成プログラム」として、2020年10月に公表しました。今後、政策目標として、「2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」することを実現するべく、5年間で施策を集中展開するとしています。

「スマート農業推進総合パッケージ」では、全国で展開している実証プロジェクトにおける農業現場の様々な課題を踏まえて、(1)スマート実証の着実な実施や成果の普及、(2)シェアリングなど新たな農業支援サービスの創出、(3)農地インフラやデータの活用など実践環境の整備、(4)農業高校等でのスマート農業教育の充実、(5)スマート農業技術の海外展開の5本柱で施策の方向性を示しており、今後の推進が期待されています。

#### <スマート農業推進総合パッケージの各項目>

#### (1) スマート農業の実証・分析、普及

- ①スマート農業実証プロジェクト
- ②戦略的な研究開発の推進
- ③横展開に向けた体制強化



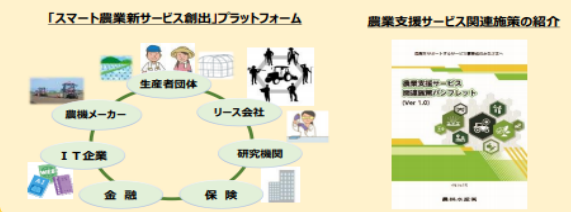
#### (3) 実践環境の整備

- ①スマート農業に適した農業農村整備
- ②農業データの活用促進
- ③技術の進展に応じた制度的対応



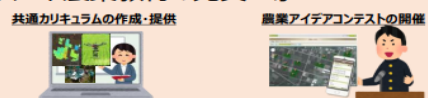
#### (2) 新たな農業支援サービスの育成・普及

- ①プラットフォームの創設と育成プログラムの策定
- ②農業支援サービスの調査・分析、マッチング
- ③農業支援サービスへの支援強化



#### (4) 学習機会の提供

- ・スマート農業教育の充実 等



#### (5) 海外への展開

- ・国際的なアウトリーチ活動の強化 等



出典：農林水産省、「スマート農業推進総合パッケージ」を策定しました、

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo03/201001.html> (アクセス日：2020年11月20日)

農林水産省、「スマート農業プロジェクトについて」、

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo03/attach/pdf/201001-5.pdf> (アクセス日：2020年11月20日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。





## 気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPOリスクマネジメント作成)

### NGFS

「NGFS (Network for Greening the Financial System) : 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク」は、気候変動リスクに関する金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の世界的ネットワークです。2017年12月に設置され、2020年10月30日現在、75のメンバー機関(当局・国際機関)と、13のオブザーバー機関で構成されています。日本からは、金融庁が2018年6月に、日本銀行が2019年11月に参加しました。NGFSは、2020年6月に、中央銀行及び金融当局向けの気候変動リスクに関するシナリオ分析のガイドラインを複数、発行しています。NGFSは今後も、学術パートナーのコンソーシアムと協力して、シナリオの範囲を改善および拡大させていく考えです。

### 金融機関向けSBT

SBT (Science Based Targets : 科学と整合した目標) とは、パリ協定が目指す水準(世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの)と整合した、温室効果ガス排出量の削減目標です。世界の1,000社以上の企業がSBTを策定することを宣言しており、500社以上の削減目標がSBTと認められています(2020年11月現在)。これまで、金融機関向けのSBT認定基準は策定されていませんでしたが、2020年10月に、金融機関向けのSBT策定ガイドライン(パイロット版)が発表されました。金融機関がSBTと認められるには、「スコープ1+2排出量の削減目標」と「投融資に関する目標」を策定し、それらの目標が、ガイドラインに定められた認定基準をすべて満たす必要があります。

### 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書

環境省は2020年8月に、「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～」を公表しました。近年、サプライチェーンを中心としたバリューチェーンマネジメントをデュー・ディリジェンス プロセスとして規制する傾向が強くなっており、その対象は、人権にとどまらず、環境課題にも広がっています。そこで、日本国内の幅広い事業者が、新たな環境デュー・ディリジェンス(以下「環境DD」)を実施する際の入門書を提供することを目的として本書が作成されました。本書は、環境DDの系統的な手順書ではなく、環境DDに関する理解を深める上での汎用的・啓発的な実務書となっています。

ぶなの森ニュース 2020年12月号

SOMPOアセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 0120-69-5432 (クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス: <https://www.sompo-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.3%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。  
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.65%（税抜1.50%）**を乗じた額です。  
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



**SOMPOアセットマネジメント**

安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。